

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）

廃棄物	物質名及び基準値										
	物質名		7490 <sup>1)</sup> Hg <sup>2)</sup>	総Hg <sup>3)</sup>	1,4-ジオキサン <sup>4)</sup>	Cd	Pb	Cr(VI)	As	Se	DXN
	基準値 <sup>5)</sup>	ばいじん、燃え殻 <sup>1)</sup>	N.D. <sup>4)</sup>	0.005	0.5	0.3	0.3	1.5	0.3	0.3	3
		処理物 <sup>2)</sup>	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	5	1	1	5	1	1
排出源		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.5	0.3	0.3	1.5	0.3	0.3	3
施設		適用									
規 模											
ばいじん	3.金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉及び煅焼炉	原料処理能力1t/h以上	○	○		○		○	○	○	
	4.金属の精錬の用に供する溶鋳炉、転炉及び平炉	原料処理能力1t/h以上								○	
	5.金属精錬又は鑄造用の溶解炉	火格子面積；1㎡以上 羽口面断面積；0.5㎡以上 バーナ燃焼能力；重油50L/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの	○	○		○	○				○
	9.窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	火格子面積；1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油50L/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの				○	○			○	○
	10.無機化学工業品又は食品製造用反応炉及び直火炉	火格子面積；1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油50L/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの	○	○		○	○	○	○	○	○
	11.乾燥炉(Cu、Pb、Zn精製用、トリポリリン酸ナトリウム製造用は除く)	火格子面積；1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油50L/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの	○	○		○	○	○	○	○	○
	12.製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉	変圧器定格容量；1,000KVA以上				○	○	○			○
	14.銅、鉛又は亜鉛の精錬用の焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力；0.5t/h以上 火格子面積；0.5㎡以上 羽口面断面積；0.2㎡以上 バーナ燃焼能力；重油20L/h以上のいずれかのもの				○	○			○	○
	15.カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量0.1㎡以上				○					○
	21.燐、燐酸、燐酸肥料又は複合肥料の製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐鉱石処理能力；80kg/h以上 バーナ燃焼能力；重油50L/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの				○					
	23.トリポリリン酸ナトリウムを製造する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力；80kg/h以上 火格子面積；1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油50L/h以上のいずれかのもの				○					
	24.鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉	バーナ燃焼能力；重油10L/h以上 変圧器定格容量；40KVA以上のいずれかのもの					○			○	
	25.鉛蓄電池製造用の溶解炉	バーナ燃焼能力；重油4L/h以上 変圧器定格容量；20KVA以上のいずれかのもの					○				
	26.鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量；0.1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油4L/h以上 変圧器定格容量；20KVA以上のいずれかのもの					○				
	※2 製鋼(鋳鋼を除く)電気炉	変圧器定格容量；1,000VA以上									○
※4 アルミニウム合金製造焙焼路、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉；原料処理能力0.5t/h以上 溶解炉；容量1t以上									○	
○3 汚泥(PCB汚染物、PCB処理物除く)の焼却施設	処理能力5㎡/日超、200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上の施設			○							
○5 廃油(廃PCB等除く)の焼却施設	処理能力1㎡/日超、200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上の施設			○							
○13-2 産業廃棄物(汚泥廃油、廃プラ、廃PCB除く)の焼却施設	処理能力200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上の施設			○							
ばいじん 燃え殻	廃プラスチック類焼却施設	処理能力0.1t/日を超え又は火格子面積2㎡以上の施設				○	○	○		○	
	産業廃棄物焼却施設	処理能力200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上の施設						○	○		
	※5 産業廃棄物焼却炉である特定施設	処理能力50kg/h以上又は火床面積0.5㎡以上の施設								○	

1) 国内で生じたものであって、表中の排出源の施設から生じたもの  
 2) 1)を処分するために処理したもの  
 3) アルキル水銀化合物(アルキルHg)、水銀又はその化合物(総Hg)、1,4-ジオキサンは、燃え殻の場合対象とならない。  
 4) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。  
 5) 基準値mg/L(溶出量)、ただし「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/L(含有量)及びDXNの「ばいじん、燃え殻、その処理物」はng-TEQ/g(含有量)  
 (注) 施設記号は大気汚染防止法施行令別表第1による。  
 ※印の施設番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1による。  
 ○印の施設番号は産業廃棄物処理法施行令別表第3による。